

復興に係る現状の評価と論点整理（構成員からの主な意見等）

[凡 例]

黒字：構成員発言事項等

赤字：事務局追加事項

[総論]

- 課題先進地（人口減少、高齢化等）である被災地において、地方創生のモデルとなるような復興を実現するという理念で進める
（発災前から課題を抱えており、震災による影響の区別及び復旧・復興の到達目標の設定が難しいという点を認識する必要）
- 本WGの目的は、「復興・創生期間」後も必要となる被災地への支援のあり方を検討するために、これまでの復興施策を振り返ることであり、現状の課題と今後必要な点を抽出することが重要
（復興の全体像をわかりやすく整理して国民に発信するとともに、残された課題を明らかにする）
- 施策の背景（被災状況）を踏まえて、措置された復興の取組・進捗を検証・分析するとともに、課題・反省点についても併せて整理する。更には、今後の大規模災害に向けた防災・減災対策の教訓という観点も踏まえる
- 総括に当たっては、これまでにどのような主体が復旧・復興を行ってきたかを整理した上で、行政が主体となって担う部分と、NPO等の民間を主体とする「自走」に切り替えていく部分とを検討する時期にある
- 総括の方法は、可能な限り客観的な指標（定量的なデータ等）に基づき、進捗状況を把握し、効果検証を行う

I. 各分野における取組

1. 被災者支援（健康・生活支援）

（１）心のケア等の被災者支援

（成果）

- 住宅・生活再建の相談支援等により、避難者は約 5 万人（うち福島県約 4.2 万人）に、仮設住宅入居者は約 7,700 人（うち福島県約 3,900 人）に減少（令和元年 8 月）
- 災害公営住宅等の恒久住宅入居後も、被災者の日常的な見守り・相談支援等を実施。見守り等が必要な世帯数は減少、心のケアセンターの相談者数は漸減
- 恒久住宅への移転の進展や、被災者支援総合交付金による復興の進展に応じた切れ目のない生活再建の支援は評価

（課題・教訓）

- 被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、一定期間の継続も含め、被災者支援のあり方を検討することが課題
- 被災者支援としての高齢者への見守りなどの支援については、一般的な地域課題に対する施策との関係性等に留意が必要
- 自治会支援等においては、設立するだけではなく、持続性の観点から、質的な点も見ていく必要がある。住民の主体性が醸成され、自立する視点が必要
- 今後の教訓として、平時から自治体や民間団体等の関係者間のネットワークを構築するとともに、発災時に参照できる教訓集を共有しておくことが重要

（２）被災した子どもに対する支援

（成果）

- 岩手県及び宮城県では、公立学校施設の復旧が完了し、福島県でも学校再開が進展。また、特別な教員加配やスクールカウンセラーを配置し（約 2.1 万人）児童生徒に対して学習支援や心のケアを実施するとともに、被災による経済的理由から就学困難となった児童生徒等に対し就学支援等を実施。就学支援対象者は被災 3 県で約 2.3 万人まで減少（平成 30 年度実績）

（課題・教訓）

- 引き続き一定数存在する要支援児童生徒について、各児童生徒の状況や過去の災害時の取組等を踏まえ、今後必要な支援のあり方の検討が課題

2. 住まいとまちの復興

(1) 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

(成果)

- 約 15 万世帯が自主的な住宅再建に着手し、岩手県及び宮城県の災害公営住宅及び高台移転の整備が令和 2 年度に全て完成見込みとなる等、住宅再建とまちづくりは着実に進展

(課題・教訓)

- 宅地造成等の事業実施にあたっては、被災者の意向を踏まえて事業の規模を設定し、必要に応じて計画の見直しに取り組んできたが、意向変化により活用されない土地等が生じており、有効活用に向けた取組を進めている
- 大規模に整備された施設について、人口減少への対応が課題
- 復興計画を実現する際にどの事業手法を用いるのか、今後の大規模災害に向けて検討しておく必要がある
- これまで東日本大震災の復興過程で取り組んだ加速化措置のノウハウや仕組みの継承に加えて、復興のための事前準備に取り組んでおく必要がある

(2) 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

(成果)

- 復興道路・復興支援道路（全体計画約 570km）について、平成 30 年度末までに約 7 割（406km）が開通済、令和 2 年度末までに全線開通見込み
- 平成 28 年 3 月までに JR 大船渡線（盛～気仙沼）、気仙沼線（気仙沼～柳津）については BRT による本格復旧で合意、平成 31 年 3 月に三陸鉄道が全線開通、JR 常磐線は令和元年度末までに、浪江-富岡間の開通を以て全線開通見込み
- その他の公共交通についても、新しいまちの姿にあわせた地域交通の確保に向け、全国的な制度を活用した取組が行われている
- 被災 6 県における海岸堤防等の復旧・復興事業は、令和元年 6 月までに 99%（619 箇所）が着工済であり、令和 2 年度を目途に福島 12 市町村を除いて完成見込み

(課題・教訓)

- 復興のために整備されたインフラを、人口減少が進展する中で、今後とも自治体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要

3. 産業・生業の再生

(1) 産業復興の加速化

(成果)

- 産業復興のための様々な施策により、被災3県全体での、例えば製造品出荷額等が震災前の水準にほぼ回復する等の効果が認められる

(課題・教訓)

- 上記の製造品出荷額等は、沿岸部の自治体間で回復の状況に幅があること等から、販路の確保・開拓や人材の確保については、地域の実情・課題に応じて適切な事業者支援の在り方を検討することが必要
- 中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金による支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、支援の申請・運用期限の延長を含め、適切な見直しが必要
- 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限を適切に延長することについて検討が必要
- 事業者を支援する中で、人材採用のノウハウの蓄積が課題
- 自治体によっては地域の事業者の状況を把握し、独自に支援していたが、このような動きは今後の災害では非常に重要であり、平時から自治体単位で事業者の状況を把握し、どのような支援をすべきか事前に検討することが重要
- 事業者が補助金等を活用する際に、市場動向の把握や、返済計画への配慮等に関し、情報提供や助言が十分でない例が散見
- 人材確保対策として、復興・創生インターンの実績は良かったものの、トライアル就業や大企業から被災地の中小企業への専門人材の出向が低調に推移したため、フォローアップや事業見直しが必要

(2) 観光の振興

(成果)

- 東北6県での外国人宿泊者数「150万人泊」の目標に向け、全国を上回る伸び率で順調に推移

(課題・教訓)

- 東北各県の自立的な観光施策を推進することが今後の課題
- 福島県については、引き続き、根強く残る風評被害への対策を進める必要

（３）農林水産業の再生

（成果）

- 農地や漁港・水産加工施設の復旧の進展や、復旧に併せた大区画化、作物転換などを戦略的に進めている点は評価

（課題・教訓）

- 津波被災地域の中核産業である水産加工業の売上げ回復が課題

４．原子力災害からの復興・再生

（１）事故収束（廃炉・汚染水対策）

（成果）

- 「中長期ロードマップ」に基づき、使用済燃料の取出し、汚染水対策等の事故収束活動が着実に進展

（課題・教訓）

- 今後の着実かつ安全な作業が引き続き課題

（２）放射性物質の除去等

（成果）

- 平成 30 年 3 月までに、帰還困難区域を除き、8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了
- 中間貯蔵施設へ搬入する除去土壌等の輸送対象物量約 1,400 万 m³のうち約 366.9 万 m³（約 26.2%）を搬入完了（令和元年 7 月末）
- 特定廃棄物埋立処分施設へ搬入する特定廃棄物等の搬入目標約 30 万袋のうち約 8 万 7 千袋（約 28.9%）を搬入完了（令和元年 7 月末）
- 総数約 1,350 箇所の仮置場のうち、約 350 箇所の仮置場の原状回復・返地が完了（令和元年 5 月末）
- 除染や廃棄物処理について、行政が苦労して進めてきた点は、被災地の方々も認識されていると認識

（課題・教訓）

- 令和 3 年度までに、福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）の中間貯蔵施設への搬入を概ね完了させることを目指し、安全かつ速やかな輸送の継続が必要
- 仮置場の原状回復を行うとともに、営農再開等に向けて関係府省庁等との連携・協力の推進が必要

- 中間貯蔵施設の安全性確保のための適切な維持管理を徹底することが必要
- 福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分実現に向けて、減容・再生利用等の取組の推進が必要。また、福島県外の除去土壌等については、処分に向けた取組が必要
- 福島県内の特定廃棄物等については、埋立処分事業の着実な実施が必要。また、福島県外の指定廃棄物については、処分量低減のための取組の推進と、自治体ごとの丁寧な対応が必要

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果)

- 平成 31 年 4 月までに、双葉町を除き、帰還困難区域以外の地域で避難指示が解除され、住民の帰還に向けた生活環境整備が進展
- 帰還困難区域における 6 町村の「特定復興再生拠点区域」が認定され、避難指示解除に向けた除染等の措置が着実に進展

(課題・教訓)

- 帰還しない選択をされる方の割合が比較的高いというのが原子力災害の特色であり、他の地域の人々を呼込むことを強化する必要
- 帰還に向けた環境整備とともに、移住の促進という観点も必要であり、帰還者と移住者でニーズが異なる点を認識した上で、住みやすい地域を目指すことが引き続き課題
- 福島県内の原子力災害被災 12 市町村でも、それぞれ状況が異なり、各市町村の状況に応じた支援が課題
- 特に、帰還困難区域を抱える自治体の状況は、それぞれ大きく異なることから、地域の実情や放射線量、土地の活用の意向等を踏まえ、特定復興再生拠点区域外の方角性も含めて、個別かつきめ細かな対応が必要

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果)

- 「福島イノベーション・コースト構想」は、全国規模での経済再生につながる新たな産業の創出、原発関連産業に代わる中核産業の形成、外部からの移住の促進に寄与等、様々な観点から評価

(課題・教訓)

- 自立的・持続的な産業発展に向け、今秋に策定予定の「産業発展の青写真」に基づき、地元企業の新たな事業展開を促進すること、企業や人材の呼び込みや交流人口の拡大によって新たな活力を呼び込むことが重要であり、更なる

取組が必要

- 同構想を軸とした産業集積を支える人材の育成・確保が課題であり、国内外から人材が結集する国際的な研究、教育拠点の構築が課題
- 様々な補助金等の支援に対して、地域での専門的な担い手が限られており、人材面での支援が課題
- 専門人材の移住に当たり、家族の生活の観点からも支援が課題

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(成果)

- 福島相双復興官民合同チームが個別訪問を行った約 5,300 の事業者のうち、約 2,700 者が事業再開済み。また、個別訪問を行った 1,600 の農業者のうち、350 者が営農再開済み
- 福島県の原子力災害被災 12 市町村の農地については、帰還困難区域を除き除染は 100%完了、営農再開した面積は 25%

(課題・教訓)

- 製造品出荷額等については、原子力災害被災 12 市町村は震災前の水準に回復していないことから、産業の再生に向けて、引き続き、福島相双復興官民合同チームによるなりわい再建や、産業基盤の整備に取り組む必要
- 福島県の農業・林業産出額、水揚量・金額の回復（県産農林水産物の風評被害対策、原子力災害被災 12 市町村の営農再開の加速化、放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備やきのこの産地再生、試験操業が続く沿岸漁業・沖合底引き網漁業の本格操業再開等が必要）が課題

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(成果)

- 国内外に向けた様々な風評被害対策により、放射性物質を理由として福島県産品の購入を躊躇う人は減少傾向にあり、各国の輸入規制措置の撤廃・緩和も一定程度進展

(課題・教訓)

- 風評の払拭と風化は裏返しであり、バランスを取ることが重要
- 風評の払拭のためには、学校における防災や放射線に関する教育が重要
- 引き続き、根強く残る風評を払拭するため、国内外への情報発信が必要
- 福島県の外国人宿泊者数や教育旅行者数の現状、福島県産農水物の価格動向等を踏まえ、引き続き、福島県の観光業や農林水産業の風評被害への対策を進める必要

5. 「新しい東北」の創造

(成果)

- 被災地が課題先進地であることを踏まえ、単なる原状復帰にとどまらず、民間の人材やノウハウを最大限活用し、地域課題の解決や産業・生業の再生を目指す取組（先導モデル事業やハンズオン支援等）は評価

(課題・教訓)

- 「公助」から「共助」へと持続可能な形に切り替えていくことが課題

復興をめぐるその他の課題（第4回議題）

- (1) 仮設住宅
- (2) 災害廃棄物処理
- (3) ボランティア・NPO協働

I. 「2. 住まいとまちの復興」に記述予定

II. 「復興を支える仕組み」に記述予定

II. 復興を支える仕組み等（第4回議題）

1. 復興特区制度
2. 福島復興再生特別措置法
3. 復旧・復興事業の規模と財源
4. 自治体支援